



議員提出議案第 四三 号

地域生活の差別を生じさせる国鉄の諸施策に反対する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣に意見書を提出する。

昭和五十八年十二月二十三日

提出者	三朝町議会議員	政門	正
賛成者	三朝町議会議員	石山	利男
賛成者	三朝町議会議員	牧田	禎
賛成者	三朝町議会議員	安井	由行
賛成者	三朝町議会議員	藤井	佳夫

昭和五拾八年拾月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

地域生活の差別を生じさせる国鉄の諸施策に反対する意見書

政府と運輸当局は、国鉄の改革と称して、全国に連続する唯一の交通機関を経営分断させる民営分割策を掲げ、その方策を着実に実施する段階として、民営に移行するにはとうてい不可能な部分の改革、切り捨てる線区別運賃の導入や貨物・手小荷物の廃止を強行しようとしている。

すなわち、この中部圏においても来年四月から全国平均線区より高い山陰線の運賃、さらにそれよりも高い倉吉線運賃の導入、加えて、本年十二月から来年二月にかけて中部圏貨物駅の全廃、手小荷物取扱（打吹、西倉吉、上小鴨、関金）駅の廃止を発表している。

しかも、このような地域の便益低下の問題については、従来各関係自治体の了承を待って実施していたものであるが、今回からは一方的に実施期日を定め、非民主的に強行しようとしている。

もし、これらのことが実施されると、中部圏の経済進行を停滞させ、益々過疎化の^{進行}をもちたらずのみならず、特別高い線区別運賃の導入は、通勤通学の関係はもとより特に多くの温泉観光地帯をかかえる中部圏の観光客誘致にも多大の影響を及ぼすことは必至である。

われわれはこのような地域差別的生活を強いられる国鉄の経営分断には、とうてい理解をすることができず、前記一連の諸施策に反対するものである。

よって、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十八年十二月二十三日

三 朝 町 議 会